

管理番号 No. _____

契約書
重要事項説明書
(訪問看護)

利用者： _____ 様

事業者： 訪問看護リハビリステーションOHANA

重要事項説明書

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護リハビリステーションOHANA
所在地	石川県河北郡内灘町字ハマナス1丁目9番地
緊急連絡先	① 050-3155-2739 ② 050-3155-2760
管理者名	浅瀬 季予子
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	1761491214
サービス提供地域	河北郡、金沢市、かほく市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前08:30 ~ 午後05:30
定休日	土・日・祝日 (但し、緊急訪問などの対応あり)

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師免許	1名	名	1名
看護師	看護師免許	7名	9名	16名
理学療法士	理学療法士	1名	1名	2名
作業療法士	作業療法士	2名	3名	5名
言語聴覚士		名	1名	1名
事務員	社会福祉士 (常勤) 1名	2名	名	2名

2 当事業所の連絡窓口 (相談・苦情・キャンセル連絡など)

TEL : 076-286-0877

担当者: 浅瀬 季予子

受付時間: 午前08:30~午後05:30

※ご不明な点はお尋ねください。

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 介護保険利用料金（令和6年6月1日～）

(1) 基本利用料 1単位 10.21円で計算。小数点以下切り捨て。

サービス所要時間	介護予防訪問看護（要支援）		訪問看護（要介護）	
	基本料金		基本料金	
20分未満	303単位	3093円	314単位	3205円
30分未満	451単位	4604円	471単位	4808円
30分以上1時間未満	794単位	8106円	823単位	8402円
1時間以上1時間30分未満	1090単位	11128円	1128単位	11516円
理学療法士等による訪問	284単位	2899円	294単位	3001円

- ① 介護保険の負担割合（1～3割）により自己負担額が異なります。
- ② 夜間・早朝・深夜加算について
 夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）に訪問看護サービスを開始した場合は1回につき上表料金の25%の割増料金が加算されます。
 深夜（午後10時から午前6時まで）に訪問看護サービスを開始した場合は、1回につき上表料金の50%の割増料金が加算されます。
- ③ 理学療法士等が行う訪問について、1日に2回を超えて指定予防訪問看護を行った場合、1回につき100分の50に相当する単位数を算定。1日に2回を超えて指定訪問看護を行った場合、1回につき100分の90に相当する単位数を算定します。
- ④ 理学療法士等が行う訪問について利用開始日の属する月から12月超の利用者様に介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算します。
- ⑤ 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。
 厚生労働省の定めに拠り算定致します。法改正があった場合はそれに準じます。

要介護で1割負担の方の1回あたりの利用料金算定例（1単位＝10.21円）

基本利用料	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	理学療法士等による訪問看護 (20分以上40分未満)
1. 利用料金(単位)	314	471	823	1128	588
2. 介護保険給付分 (9割)	2884円	4327円	7561円	10364円	5402円
3. 自己負担額	321円	481円	841円	1152円	601円

○サービスの加算料金（1単位＝10.21円）

加算項目		単位	基本料金
初回加算	(I) (退院日訪問を行った場合)	350単位	3573円
	(II)	300単位	3063円
特別管理加算 (1月につき)	(I)	500単位	5105円
	(II)	250単位	2552円
緊急時訪問看護加算 (1月につき)	(I)	600単位	6126円
ターミナルケア加算(死亡月)		2500単位	25525円
複数名訪問加算 (I)	所要時間30分未満の場合	254単位	2593円
	所要時間30分以上の場合	402単位	4104円
長時間訪問看護加算		300単位	3063円
退院時共同指導加算		600単位	6126円
看護・介護職員連携強化加算		250単位	2552円
遠隔死亡診断補助加算		150単位	1531円
口腔連携強化加算		50単位	510円

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

※自己負担額は上記金額より1～3割負担となる。

5 医療保険利用料金（令和6年4月1日～）

1) 訪問看護指示書による訪問看護

(1) 訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費は、訪問看護指示書の交付の日から当該指示書に記載された有効期間内に、その指示書と訪問看護訪問看護計画書に基づいて、訪問看護ステーションの看護師等が訪問看護を行った場合に算定します。厚生労働省の定めにより算定致します。法改正があった場合はそれに準じます。

訪問看護療養費		料金（1日）
基本療養費（Ⅰ）・（Ⅱ） 同一建物、同一日 2人まで	看護師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士による訪問（週3日まで）	5550円
	看護師による訪問（週4日目以降）	6550円
基本療養費（Ⅱ） 同一建物、同一日 3人以上	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士による訪問（週4日目以降）	5550円
	看護師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士による訪問（週3日まで）	2780円
	看護師 による訪問（週4日目以降）	3280円
基本療養費（Ⅲ） 外泊中の訪問	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 による訪問（週4日目以降）	2780円
	看護師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士による訪問 （入院中1回。但し別表7及び別表8に掲げる利用者は入院中2回）	8500円

(2) 訪問看護管理療養費と加算項目

訪問看護管理療養費は、利用者様に係る訪問看護計画書・報告書を保険医療機関等に対して提出し、計画的な管理を継続して行った場合に算定します。

加算項目	料金（月額）	
管理療養費1（月の初日）	7670円	
管理療養費1（月の2日目以降）	3000円	
早朝・夜間加算（6時～8時・18時～22時）	2100円	
深夜加算（22時～6時まで）	4200円	
24時間対応体制加算（イ）	6800円	
緊急訪問看護加算	（イ）月14日目まで	2650円
	（ロ）月15日目以降	2000円
特別管理加算（Ⅰ）（1月につき）	5000円	
特別管理加算（Ⅱ）（1月につき）	2500円	
退院時共同指導加算	8000円	
特別管理指導加算	2000円	
退院支援指導加算	6000円	
〃（退院日に90分以上の訪問をした場合、同日に複数回訪問し合計で90分以上訪問した場合）	8400円	
長時間訪問看護加算（週1日） 15歳未満の超重症児または準超重症児の場合：週3日	5200円	
在宅患者連携指導加算	3000円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2000円	
訪問看護情報提供療養費1（市町村・指定特定相談支援事業者等） 2（学校・保育所・幼稚園） 3（保険医療機関等）	1500円	

ターミナルケア療養費 1 (在宅)		25000円	
ターミナルケア療養費 2 (看取り介護加算算定者)		10000円	
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50円/月	
遠隔死亡診断補助加算		15000円	
複数名訪問看護 加算	看護職員が他の看護師、理学療法士等と同時に訪問 週1日を限度	1人・同一建物内1人	4500円
		同一建物内2人	4500円
		同一建物内3人以上	4000円
難病等複数回訪問加算	1日に2回	1人・同一建物内1人	4500円
		同一建物内2人	4500円
		同一建物内3人以上	4000円
	1日に3回以上	1人・同一建物内1人	8000円
		同一建物内2人	8000円
		同一建物内3人以上	7200円
乳幼児加算 (6歳未満)	超重症児等	1800円/日	
	上記以外の場合	1300円/日	

※自己負担額

加入されている医療保険の負担割合により異なります。また、公費助成に係る医療受給者証等をお持ちの方は、窓口での支払い限度額が決められている場合もありますのでご提示下さい。

2) 精神科訪問看護指示書による訪問看護

(1) 精神科訪問看護基本療養費

精神科訪問看護療養費			
精神科基本療養費 (I) 同一建物居住者に対し 同一日に2人まで	看護師 作業療法士による訪問	30分未満	4250円
		30分以上	5550円
	看護師 作業療法士による訪問	30分未満	5100円
		30分以上	6550円
精神科基本療養費(III) 同一建物居住者に対し 同一日に3人以上	看護師 作業療法士による訪問	30分未満	2130円
		30分以上	2780円
	看護師 作業療法士による訪問	30分未満	2550円
		30分以上	3280円
精神科基本療養費(IV) 外泊中の訪問	看護師 作業療法士による訪問 (入院中1回。別表7及び別表8に掲げる利用者は入院中2回)		8500円

(2) 精神科訪問看護管理療養費と加算項目

加算項目	料金(月額)	
管理療養費1(月の初日)	7670円	
管理療養費1(月の2日目以降)	3000円	
早朝・夜間加算(6時~8時・18時~22時)	2100円	
深夜加算(22時~6時まで)	4200円	
24時間対応体制加算(イ)	6800円	
精神科緊急訪問看護加算	(イ) 月14日目まで	2650円
	(ロ) 月15日目以降	2000円
退院時共同指導加算	8000円	
特別管理指導加算	2000円	
特別管理加算(I)(1月につき)	5000円	
特別管理加算(II)(1月につき)	2500円	

退院支援指導加算		6 0 0 0円	
〃（退院日に90分以上の訪問をした場合、同日に複数回訪問し合計で90分以上訪問した場合）		8 4 0 0円	
在宅患者連携指導加算		3 0 0 0円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2 0 0 0円	
訪問看護情報提供療養費 1（市町村）			
2（学校・保育所・幼稚園等）		1 5 0 0円	
3（医療機関等）			
精神科重症患者 支援管理連携加算	イ（精神科在宅支援管理料2のイの利用者）	8 4 0 0円	
	ロ（精神科在宅支援管理料2のロの利用者）	5 8 0 0円	
複数名精神科 訪問看護加算	1日に1回の場合	1人・同一建物内1人	4 5 0 0円
		同一建物内2人	4 5 0 0円
		同一建物内3人以上	4 0 0 0円
	1日に2回の場合	1人・同一建物内1人	9 0 0 0円
		同一建物内2人	9 0 0 0円
		同一建物内3人以上	8 1 0 0円
	1日に3回以上の場合	1人・同一建物内1人	1 4 5 0 0円
		同一建物内2人	1 4 5 0 0円
		同一建物内3人以上	1 3 0 0 0円
精神科複数回訪問加算	1日に2回の場合	1人・同一建物内1人	4 5 0 0円
		同一建物内2人	4 5 0 0円
		同一建物内3人以上	4 0 0 0円
	1日に3回以上の場合	1人・同一建物1人	8 0 0 0円
		同一建物2人	8 0 0 0円
		同一建物3人以上	7 2 0 0円
長時間精神科訪問看護加算		週1日 (別に厚生労働大臣が定める者の場合週3日)	5 2 0 0円
ターミナルケア療養費 1（看取り介護加算未算定）		2 5 0 0 0円	
ターミナルケア療養費 2（看取り介護加算算定者）		1 0 0 0 0円	
訪問看護医療 DX 情報活用加算		5 0円/月	
遠隔死亡診断補助加算		1 5 0 0円	

6 保険給付対象外サービス（自費サービス）

保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複写物	1枚につき	フルカラー50円/枚、 モノクロ10円/枚
死後処置料（エンゼルケア）		15,000円

※上記以外の水道やガス、電気など必要なものは無償で使用させていただきます。サービス中に緊急で必要になった物品に関しては使用後事後で請求させていただきます。その他必要物品に関してはその都度ご相談させていただきます。

※保険給付対象外サービスにつきましては、その都度協議、検討し合議の上、別途料金を定めるものとします。

交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	1 kmにつき	1 0 0 0円
-----	---------	----------

7 その他料金について

(1) キャンセル料金

①ご利用日の前営業日の13時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の13時以降にご連絡いただいた場合	当該基本料金の50%
③ご利用日の当日にご連絡の場合	当該基本料金の100%

利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

受付時間：午前8時～午後5時30分（前日の18時に連絡あった場合当日キャンセル扱いとなります。）

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(2) 利用料金などのお支払方法

- ① 利用料のお支払いは、原則としてサービス提供の翌月25日（振替日が休日の場合は翌営業日）にご指定の金融機関より自動引き落としさせていただきます。ご指定の口座は、北國銀行、石川県内の信用金庫、農協、北陸労働金庫のいずれかをお願い致します。引き落とし手数料は利用者様のご負担となります。その他の銀行の場合は、振替日が異なりますのでご確認下さい。

- ②①の方法によらない場合は、現金もしくは、下記の口座に振り込みにてお支払い下さい。

●金融機関名：北國銀行 内灘支店(125) 普通 12986

●口座名義：医療法人社団リロ

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

主治医からの訪問看護指示書に基づき訪問看護計画を作成します。訪問看護指示書発行時には医療機関へ指示書料のお支払いが必要になります。

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

契約書 第7条の通りとします。

(3) サービス提供に関する留意事項

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。
- ・諸事情（交通事情、他の利用者様の訪問内容）により訪問開始予定時刻が30分前後変更となる場合があります。その際にお時間の変更についてご連絡出来かねる場合がございますのでご了承願います。
- ・訪問看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問看護サービス実施において生じた廃棄物につきまして、各ご家庭での処分をお願い致します。

9 秘密保持等

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p>
--------------------------	--

	<p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>⑤ 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>⑥ 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電子的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>⑦ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 虐待防止のための措置

- (1) 事業者は、利用者様の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむをえない場合を除き、原則として行いません。事業者は、利用者様の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ市区町村へ報告します。
- (2) 事業者は、虐待防止のための指針を整備するとともに、利用者の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします。
- (3) 事業者は、前項の措置を実施するために虐待防止担当者を配置します。
- (4) 事業者は身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。
 - ①切迫性：利用者ご本人または利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 - ②非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。
 - ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

11 事故発生時の対応

- (1) 事業者は利用者様に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用に係る居宅介護支援事業者などに連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- (2) 事業者は利用者様に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

12 訪問看護ステーションからのお願い

- (1) 職員に対する金品等の心付けはお断りしています。
- (2) ペットをゲージへ入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。
- (3) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

13 苦情・相談窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

T E L : 076-286-0877

担当者: 管理者

受付時間: 午前08:30~午後05:30 (土・日・祝日除く)

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

① 金沢市介護保険課

住 所: 金沢市広坂1丁目1番1号 T E L : 076-220-2264

② 津幡町役場 福祉課

住 所: 石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地 T E L : 076-288-2416

③ 内灘町役場 福祉課

住 所: 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 T E L : 076-286-6703

④ かほく市役所 健康福祉部 長寿介護課

住 所: 石川県かほく市宇野気ニ81番地 T E L : 076-283-7122

⑤ 石川県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

住 所: 金沢市幸町12番地1号 石川県幸町庁舎4階 T E L : 076-231-1110

【事業者】

住 所: 石川県河北郡内灘町ハマナス2丁目7番地

事業者名: 医療法人社団リロ

代 表 者: 寺口 奏子

【事業所】

住 所: 石川県河北郡内灘町ハマナス1丁目9番地

事業所名: 訪問看護リハビリステーションOHANA

代 表 者: 寺口 尚人

(指定事業所番号 1761491214)

【サテライト事業所】

住 所: 石川県金沢市福久町へ18-4

事業所名: 訪問看護リハビリステーションOHANA 金沢サテライト

代 表 者: 寺口 尚人

(指定事業所番号 1761491214)

担当者_____より、契約書・重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。
契約締結の証として、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保管します。

年 月 日

【ご利用者】住 所_____

電話番号_____

氏 名_____

【緊急連絡先①】住 所_____

電話番号_____携帯_____

氏 名_____ (続柄 _____)

【緊急連絡先②】住 所_____

電話番号_____携帯_____

氏 名_____ (続柄 _____)

【代理人】住 所_____

電話番号_____携帯_____

氏 名_____ (続柄 _____)